

＜山口労働局からのお知らせ＞

エイジフレンドリー指針（高齢者の労働災害防止のための指針）

令和8年2月10日付けで「高齢者の労働災害防止のための指針」が公表され、令和8年4月1日から適用されているところです。

また、令和8年度エイジフレンドリー補助金（高齢者の労働災害防止を目的として行う専門家による指導や設備改善等に要する費用の一部が対象。）の申請受付が令和8年5月20日から開始されていますのでお知らせします。

指針及び補助金の周知用リーフレットは、下記サイトよりご確認ください。

リーフレット①高齢者の労働災害防止のための指針(エイジフレンドリー指針)を策定しました

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/content/contents/002665761.pdf>



リーフレット②「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/content/contents/002665783.pdf>



リーフレット③「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内(簡易版)

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/content/contents/002670673.pdf>



【参考】高齢者の労働災害防止のための指針

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/content/contents/002577944.pdf>

